明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○刑事訴訟規則の一部を改正する規則（最高裁三）　一

〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務五八）　一

〔告　示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一九〇）　五
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同一九一）　五
○国際連合安全保障理事会決議第二千六百六十四号（人道目的等の資産の移転等に対する安保理決議に基づく資産凍結措置の適用除外）に関する件（外務三〇七）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働二三〇）　六
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件（同二三一）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同二三二）　六
○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（国土交通八三二）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一七三）　七
○道路に関する件（中部地方整備局八一）　七

〔人事異動〕
内閣　内閣府　カジノ管理委員会　法務省　国税庁　会計検査院　最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　八

〔公　告〕
諸事項　九

官庁
広域漁業調整委員会会長公示、鉱業法第一四二条の規定、建設業の許可の取消処分関係　九

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇

会社その他　一〇

最高裁規則

最高裁判所規則第三号

刑事訴訟規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年七月十八日

最高裁判所

刑事訴訟規則の一部を改正する規則

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第百六十五条の次に次の一条を加える。

（証明資料の差出・法第二百五十条）

第百六十五条の二　公訴を提起するについて、法第二百五十条第四項の規定により加算される、犯罪行為が終わった時から被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に差し出さなければならない。この場合には、次条ただし書の規定を準用する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

省令

総務省令第五十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月十八日

総務大臣　松本　剛明

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の従業者数） **第七条の二**　法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）の従業者数は、経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）により調査した令和三年六月一日現在における従業者数の確定数とする。ただし、当該従業者数の確定数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境	（法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の従業者数） **第七条の二**　法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）の従業者数は、経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）による改正前の経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号。以下「旧経済センサス基礎調査規則」という。）により調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数とする。ただし、当該従業者数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の